平成２３年（フ）第２５７５号
名古屋市西区名駅２丁目34番17号
破産者　株式会社シィエフアイ
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９８８号
兵庫県加古川市平岡町山之上349番地の４
破産者　株式会社服部建設
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５０号
香川県三豊市詫間町詫間6907―15
破産者　株式会社四国技研工業
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２１年（フ）第２４号
大分県佐伯市長島町１丁目11番４号
破産者　佐伯電設工業株式会社
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２３年（フ）第１４号
北海道留萌市錦町１丁目４番22号
破産者　留萌印刷株式会社
1　決定年月日　平成24年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２５０号
岐阜市御手洗390番地１、開始決定時の住所岐阜市万代町２丁目11　エントピアＴＡＮＡＫＡ102
破産者　伊藤　英門
1　決定年月日　平成24年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２０年（フ）第８４号
滋賀県甲賀市土山町大野2255番地
破産者　株式会社宮城建設
1　決定年月日　平成24年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３７号
広島県呉市蒲刈町田戸1949番地
破産者　有限会社川本建設
1　決定年月日　平成24年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所呉支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第２５８号
茨城県かすみがうら市安食1867番地２
破産者　吉原　典子
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第３９号
静岡県菊川市西方5999番地、旧住所静岡県掛川市中946番地の12
破産者　松浦　庸晴
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２３年（フ）第１４１３号
札幌市南区澄川４条４丁目10番30号
破産者　永井　健三
1　決定年月日　平成24年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１５３号
札幌市中央区南９条西３丁目２番５―501号
破産者　千貝　祥司
1　決定年月日　平成24年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０５０号
名古屋市熱田区白鳥２丁目５番６号
破産者　伊藤　誠一
1　決定年月日　平成24年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７９１号
奈良市南京終町１丁目168番地の１　京奈ハイツ302号
破産者　髙瀬　雅之
1　決定年月日　平成24年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４１１号
広島市安佐南区東野１丁目６番25―202号、開始決定時の住所広島市安佐南区西原８丁目９番23―204号
破産者　沖　　親子
1　決定年月日　平成24年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第７８５号
岩手県二戸郡一戸町奥中山字西田子922番地
破産者　田山　信男
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２４７号
群馬県館林市岡野町114番地　タウンコートＡ―101
破産者　村山　洋人
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１８４１号
神奈川県茅ヶ崎市幸町21番18号　ダイヤモンドハイツ102
破産者　森本　修生
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部